

## ただし書き適用に係るチェックシート(市営浄化槽設置)

		チェック欄
1	浄化槽を設置しようとする建築物の用途が「1戸建て住宅」である。	
2	既存の住宅又は延べ床面積の増加が10㎡未満の増築である。	
3	台所及び浴室は1ずつである。	
4	実居住人員及び将来の居住人員見込みは	3人以下である。
		4人又は5人である。
5	4において4人又は5人である場合、 浄化槽設置後の1日あたり予定使用水量が1,000リットル以下である。	
6	浄化槽法施行規則第一条(使用に関する準則)を遵守する。	
7	既存の浄化槽がある場合、直近の法定検査の結果が「適」であること。	
8	服薬、洗剤・油脂類の使用過多により、排水のBOD量が高くなることを理解しており、浄化槽の処理能力以上に排水のBOD量が高くなる要因がない。	
9	法定検査の結果が、「不適」と判断された場合、清掃を必要に応じ実施するなど、速やかに改善措置が必要であり、その費用については、通常の市営浄化槽使用料のほかに全額自己負担となることを理解している。	
10	清掃などの改善措置を講じても、法定検査の結果が「不適」と判断され改善されない場合、責任を持って、適切な規格(人槽)の浄化槽への切替・交換が必要であり、その費用については、全額自己負担となることを理解している。	
11	浄化槽使用者を変更する場合、変更後の浄化槽使用者に対し、責任を持って上記事項を承継する。	

確認年月日    令和        年        月        日

市営浄化槽設置申請者:

\_\_\_\_\_

確認者:

\_\_\_\_\_